

伊勢市社会福祉協議会物品貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市内に在住する方に対し、日常的な便宜を図るため、伊勢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の物品の貸出しについて定める。

(備品の種類等)

第2条 貸出しの種類等は、別表のとおりとする。但し、原則として要介護認定者には車椅子の貸出しはしない。

(申請)

第3条 物品の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、本会会長に伊勢市社会福祉協議会物品借用書（様式第1号）（以下「借用書」という。）を提出する。

2 借用書は、使用日の4ヶ月前から使用日の前日までに提出しなければならない。但し本会会長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(貸出決定)

第4条 本会会長は、申請者より借用書を受理したときは、貸出しの可否を決定する。

2 本会会長は、貸出しの許可を決定した時は、物品貸出し許可通知書を申請者に通知する。

3 本会会長は、貸出しの不許可を決定した時は、物品貸出し不許可通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として2週間以内とするが、レクリエーション品の貸出しは1週間以内とする。但し、期間を過ぎてもなお必要な場合、本会会長が適当と認めた場合に限り、借用書の再提出により、さらに貸与することができる。

2 レクリエーション品の貸出しの対象は、団体とする。

(貸出数量)

第6条 1回の貸出しにつき貸出しできる備品の数量はレクリエーション品及び調理器具については原則3品以内とし、借用日の1か月前に貸出し可能なレクリエーション品は、追加で2品以内の貸出しができるものとする。

(貸出と返却)

第7条 物品は、原則として申請者が貸出し場所で受取り、かつ返却する。

(破損または紛失の措置)

第8条 物品が破損、損傷若しくは紛失したときは、何人の行為によるものであっても、申請者は速やかに会長に届出なければならない。

2 破損の理由が、申請者の故意、または重大な過失による場合は、申請者の負担において修理、若しくはその損害を賠償しなければならない。

3 紛失については、理由の如何を問わず、申請者の負担においてその損害を全て賠償しなければならない。

- 4 物品の破損理由が故意、重大な過失による場合、または紛失した場合、申請者は、伊勢市社会福祉協議会物品（破損・紛失）届出書（様式第3号）を提出しなければならない。本会は、これを受けた場合、請求書（様式第4号）を申請者に通知する。

（申請者の義務）

第9条 申請者は次の事項を遵守しなければならない。

- （1）物品を借用目的に反して使用しないこと
- （2）物品を必要としなくなったときは、速やかに返却すること
- （3）物品を第三者に転貸してはならないこと

（補 則）

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。